

墨田区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年4月30日

墨田区長 山 本 亨

墨田区規則第34号

墨田区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則

墨田区特別区税条例施行規則（昭和40年墨田区規則第1号）の一部を次のように改正する。

第6条の表を次のように改める。

申告書等の種類	様式
(1) 削除	第10号様式
(2) 区民税申告書（条例第23条第1項の申告書）	第11号様式
(3) 区民税簡易申告書（無収入又は非課税所得者用）（条例第23条第1項の申告書）	第11号の2様式
(4) 区民税簡易申告書（条例第23条第2項の申告書）	第11号の2の2様式
(5) 削除	第11号の3様式
(6) 削除	第11号の4様式
(7) 区民税寄附金税額控除申告書（条例第23条第4項の申告書）	第11号の5様式
(8) 給与所得者・公的年金等受給者用雑損控除、医療費控除申告書（条例第23条第4項の申告書）	第12号様式
(9) 給与所得者・公的年金等受給者用繰越控除申告書（条例第23条第4項の申告書）	第13号様式
(10) 配偶者控除・扶養控除申請書（令第46条の3第1項ただし書及び第46条の5第1項ただし書の申請書）	第14号様式
(11) 配偶者特別控除・特定親族特別控除申請書（令第46条の4第1項ただし書及び第46条の5第1項ただし書の申請書）	第14号の2様式
(12) 削除	第15号様式
(13) 給与支払報告書（甲）（乙）（丙）	第16号様式
(14) 給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書	

(法第317条の6第2項及び第321条の5第3項の規定によって提出すべき届出書)	第17号様式
(15) 削除	第18号様式
(16) 削除	第19号様式
(17) 削除	第19号の2様式
(18) 給与所得等に係る区民税特別徴収税額の納期の特例に関する申請書（条例第34条の3の申請書）	第19号の3様式
(19) 給与所得等に係る区民税特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書（条例第34条の4の届出書）	第19号の4様式
(20) 退職所得申告書（条例第36条の9第1項の申告書）	第19号の5様式

第8条中「の種別割」を削る。

第12条の表中「軽自動車税（種別割）減免申請書（条例第46条第2項の申請書）」を「軽自動車税減免申請書（条例第46条第2項の申請書）」に、「軽自動車税（種別割）減免申請書（条例第46条の2第2項の申請書）」を「軽自動車税減免申請書（条例第46条の2第2項の申請書）」に、「軽自動車税（種別割）減免申請書（条例第46条の2第3項の申請書）」を「軽自動車税減免申請書（条例第46条の2第3項の申請書）」に、「軽自動車税（種別割）減免決定通知書（軽自動車税（種別割）の減免申請に対する処分を決定した場合における納税者に対する通知書）」を「軽自動車税減免決定通知書（軽自動車税の減免申請に対する処分を決定した場合における納税者に対する通知書）」に改める。

第15条第1項の表中「軽自動車税（種別割）納税通知書」を「軽自動車税納税通知書」に改める。

墨田区特別区税条例施行規則様式目次中

「第11号の2様式 特別区民税簡易申告書」を  
「第11号の2様式 特別区民税簡易申告書（無収入又は非課税所得者用）」に、  
第11号の2の2様式 特別区民税簡易申告書」  
「第19号の6様式 特別徴収票」を

「第19号の6様式 特別徴収票  
第19号の7様式 特別徴収票」に、

「第38号の2様式 軽自動車税（種別割）減免申請書  
第38号の3様式 軽自動車税（種別割）減免申請書 を  
第38号の4様式 軽自動車税（種別割）減免申請書」

「第38号の2様式 軽自動車税減免申請書  
第38号の3様式 軽自動車税減免申請書 に、  
第38号の4様式 軽自動車税減免申請書」

「第39号の2様式 軽自動車税（種別割）減免決定通知書」を「第39号の2様式  
軽自動車税減免決定通知書」に、「第47号様式 軽自動車税（種別割）納税通知  
書兼領収証書」を「第47号様式 軽自動車税納税通知書兼領収証書」に改める。

第11号様式（第1面）中「墨田区長殿」を「墨田区長 あて」に改める。

第11号の2様式中「第11号の2様式 特別区民税簡易申告書」を「第11号の  
2の2様式 特別区民税簡易申告書」に改め、同様式を第11号の2の2様式とし、  
同様式の前に次の1様式を加える。

第11号の2様式 特別区民税簡易申告書（無収入又は非課税所得者用）

年度 特別区民税 簡易申告書  
都 民 税

（無収入又は非課税所得者用）

◎この申告書は、前年中の所得が墨田区特別区税条例第23条第1項ただし書で定める場合に該当する人が使用するものです。

墨田区長 あて	現住所		
	1月1日現在の住所 <small>（上記と異なる場合のみ記入してください。）</small>		
	フリガナ		電話番号
	氏名		生年月日
年 月 日提出		年 月 日生	

申告書の提出を代理人が行う場合は、次の事項を記入の上、委任状を添付してください。

代理人	住所		
	フリガナ		電話番号
	氏名		

前年中の収入が無収入又は非課税所得のみであって、かつ、次のいずれかの生活状況であったため、申告します。

1	親族等に扶養又は援助されていた。
2	預貯金で生活をしていた。
3	遺族年金、障害基礎年金等を受けていた。
4	雇用保険（失業保険）等の給付を受けていた。
5	生活保護法による生活扶助を受けていた。
6	その他（生活状況等を具体的に記入してください。）
	.....
	.....
	.....
	.....

※ 生活状況については、該当する番号を○で囲んでください。

第38号の2様式中「第38号の2様式 軽自動車税（種別割）減免申請書」を「第38号の2様式 軽自動車税減免申請書」に、

「

軽自動車税（種別割）減免申請書

」

を

「

軽自動車税減免申請書

」

に、「軽自動車税（種別割）の」を「軽自動車税の」に改める。

第38号の3様式中「第38号の3様式 軽自動車税（種別割）減免申請書」を「第38号の3様式 軽自動車税減免申請書」に、「軽自動車税（種別割）減免申請書（身体障害者等用）」を「軽自動車税減免申請書（身体障害者等用）」に、「軽自動車税（種別割）の」を「軽自動車税の」に改める。

第38号の4様式中「第38号の4様式 軽自動車税（種別割）減免申請書」を「第38号の4様式 軽自動車税減免申請書」に、「軽自動車税（種別割）減免申請書（構造用）」を「軽自動車税減免申請書（構造用）」に、「軽自動車税（種別割）の」を「軽自動車税の」に改める。

第39号の2様式中「第39号の2様式 軽自動車税（種別割）減免決定通知」を「第39号の2様式 軽自動車税減免決定通知」に、

「

軽自動車税（種別割）減免決定通知書

を

下記のとおり、あなたの軽自動車税（種別割）の減免を決定したので通知します。

」

「

軽自動車税減免決定通知書

に

下記のとおり、あなたの軽自動車税の減免を決定したので通知します。

」

改める。

第41号様式(表)中

「

所得	給与収入 給与所得 その他の所得計	主たる給与 以外の合算 所得区分	課税 所得 区分	山林所得	分離短期譲渡	分離長期譲渡	株式等の譲渡	上場株式等の配当等	先物取引	課税 所得 区分	総所得金額①
所得	雑損 医療費 社会保険料	障・寡・ひ・勤 配偶者 配偶者特別	控除	扶養親族該当区分	本人該当区分	基礎控除	所得控除合計②	所得控除合計②	所得控除合計②	所得控除合計②	所得控除合計②

を

「

所得	給与収入 給与所得 その他の所得計	主たる給与 以外の合算 所得区分	課税 所得 区分	山林所得	分離短期譲渡	分離長期譲渡	株式等の譲渡	上場株式等の配当等	先物取引	課税 所得 区分	総所得金額①
所得	雑損 医療費 社会保険料	障・寡・ひ・勤 配偶者 配偶者特別	控除	扶養親族該当区分	本人該当区分	基礎控除	所得控除合計②	所得控除合計②	所得控除合計②	所得控除合計②	所得控除合計②

に改める。

第41号様式(裏)中

に、

納税者本人の所得金額	万円以下	万円超 万円以下	万円超 万円以下	万円超 万円以下
配偶者一般控除	万円	万円	万円	万円
控除 控除 控除	万円	万円	万円	万円
所得金額	万円	万円	万円	万円
控除額	万円	万円	万円	万円
配偶者特別控除	万円	万円	万円	万円
障害者控除(特別障害者)	万円	万円	万円	万円
同(同特別障害者)	万円	万円	万円	万円
寡婦控除	万円	万円	万円	万円
ひとり親控除	万円	万円	万円	万円
勤労学生控除	万円	万円	万円	万円

を

納税者本人の所得金額	万円以下	万円超 万円以下	万円超 万円以下	万円超 万円以下	扶養控除	一般	万円
配偶者一般控除	万円	万円	万円	万円	控除	老人	万円
控除 控除 控除	万円	万円	万円	万円	控除	同居老親等	万円
所得金額	万円	万円	万円	万円	所得金額	控除額	万円
控除額	万円	万円	万円	万円	特定親族特別控除	万円	万円
配偶者特別控除	万円	万円	万円	万円	控除	控除	万円
障害者控除(特別障害者)	万円	万円	万円	万円	控除	控除	万円
同(同特別障害者)	万円	万円	万円	万円	控除	控除	万円
寡婦控除	万円	万円	万円	万円	控除	控除	万円
ひとり親控除	万円	万円	万円	万円	控除	控除	万円
勤労学生控除	万円	万円	万円	万円	控除	控除	万円

」

」

控除の種類	金額	控除の種類	金額		
			納税者本人の所得金額	万円以下	万円超 万円以下
基礎控除	万円				
障害者控除	普通	配偶者控除	一般	万円	万円
	特別		老人	万円	万円
	同居特別				
寡婦控除	万円	配偶者特別控除	万円超 万円未満	万円	万円
ひとり親控除	父	母	万円超 万円未満	万円	万円
			万円超 万円未満	万円	万円
勤労学生控除	万円	扶養控除	一般	万円	老人
		特定	万円	同居老親等	万円

を

控除の種類	金額	控除の種類	金額		
			納税者本人の所得金額	万円以下	万円超 万円以下
基礎控除	万円				
障害者控除	普通	配偶者控除	一般	万円	万円
	特別		老人	万円	万円
	同居特別				
寡婦控除	万円	配偶者特別控除	万円超 万円未満	万円	万円
ひとり親控除	父	母	万円超 万円未満	万円	万円
			万円超 万円未満	万円	万円
勤労学生控除	万円	扶養控除	一般	万円	老人
		特定	万円	同居老親等	万円

に改める。

第46号様式(表)中「▼扶養親族該当区分」を「▼扶養親族・特親該当区分」に、

控配	老配	特定	同老	老人	16歳未満	その他	同障	特障	他障
----	----	----	----	----	-------	-----	----	----	----

を

控配	老配	特定	同老	老人	16歳未満	その他	同障	特障	他障	特親
----	----	----	----	----	-------	-----	----	----	----	----

に改め、同様式(裏)

中

障害者控除(特別障害者)	万円	扶養	一般	万円
障害者控除(同居特別障害者)	万円		老人	万円
寡婦控除	万円	控除	特定	万円
ひとり親控除	万円		同居老親等	万円
勤労学生控除	万円			

を

障害者控除(特別障害者)	万円	親族	所得金額		控除額
	万円		万円超 万円以下	万円	
寡婦控除	万円	特別	所得金額		控除額
ひとり親控除	万円		万円超 万円以下	万円	
扶養控除	万円	控除	一般	万円	万円
			老人	万円	万円
			特定	万円	万円
			同居老親等	万円	万円
基礎控除	納税者本人の所得金額	万円以下		万円	
		万円超 万円以下	万円		
		万円超 万円以下	万円		

に、

控除の種類	金額			
	納税者本人の所得金額	万円以下	万円超 万円以下	
基礎控除		5万円		
障害者控除	普通	1万円	2万円	
	特別	1万円	2万円	
寡婦控除		1万円		
ひとり親控除	父	1万円	5万円	
	母	1万円	5万円	
勤労学生控除		1万円		
納税者本人の合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	
	配偶者控除	一般	5万円	4万円
	老人	10万円	6万円	3万円
特別障害者控除	48万円未満	5万円	4万円	
	50万円以上 55万円未満	3万円	2万円	
	55万円以上	3万円	2万円	
扶養控除	一般	5万円	10万円	
	特定	18万円	13万円	

を

控除の種類	金額	控除の種類	金額		
			納税者本人の所得金額	万円以下	万円超 万円以下
基礎控除	万円				
障害者控除	普通	扶養控除	一般	万円	万円
	特別		老人	万円	万円
	同居特別				
寡婦控除	万円	配偶者特別控除	万円超 万円未満	万円	万円
ひとり親控除	父	母	万円超 万円未満	万円	万円
			万円超 万円未満	万円	万円
勤労学生控除	万円	扶養控除	一般	万円	老人
		特定	万円	同居老親等	万円

に

改める。

第47号様式(表)中「第47号様式(表) 軽自動車税(種別割)納税通知書兼領収証書」を「第47号様式(表) 軽自動車税納税通知書兼領収証書」に、「墨田

区 軽自動車税（種別割）納税通知書」を「墨田区 軽自動車税納税通知書兼領収証書」に、「軽自動車税（種別割）納税証明書」を「軽自動車税納税証明書」に改め、

同様式（裏）中 「  
納税証明書の交付申請窓口  
区役所（2階）税務課税務係  
区内各出張所受付窓口  
」 を 「  
お問い合わせ・  
納税証明書の交付窓口  
」 に、「2

軽自動車税（種別割）の標準税率（年額）」を「2 軽自動車税の標準税率（年額）」に、「5 軽自動車税（種別割）の減免」を「5 軽自動車税の減免」に改める。

第59号様式（丙）（表）中「第59号様式（丙）（表） 軽自動車税（種別割）督促状」を「第59号様式（丙）（表） 軽自動車税督促状」に、「軽自動車税（種別割）が」を「軽自動車税が」に、「年度軽自動車税（種別割）」を「年度軽自動車税」に改める。

#### 付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の墨田区特別区税条例施行規則の規定は、令和8年4月1日から適用する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。